

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

当院は、以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、福島社会保険事務局に届出を行って診療している保険医療機関です。

【厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項】

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出をしています。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般病棟入院基本料7：1 ○ 新生児特定集中治療室管理料（NICU） ○ 障害者施設等入院基本料10：1 ○ 臨床研修病院入院診療加算 ○ 救急・乳幼児医療管理加算 ○ 特殊疾患入院施設管理加算（重心） ○ 妊産婦緊急搬送入院加算 ○ 診療録管理体制加算 ○ 医師事務作業補助体制加算100：1 ○ 療養環境加算 ○ 重症者等療養環境特別加算 ○ 栄養管理実施加算 ○ 医療安全対策加算 ○ 褥瘡患者管理加算 ○ ハイリスク妊娠管理加算 ○ ハイリスク分娩管理加算 ○ 退院調整加算 ○ 後期高齢者退院調整加算 ○ 小児科外来診療料 ○ 地域連携診療計画管理料 ○ ハイリスク妊産婦共同管理料（I） ○ 薬剤管理指導料 ○ 医療機器安全管理料1 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検体検査管理加算（II） ○ CT撮影及びMRI撮影 ○ 無菌製剤処理料 ○ 入院時食事療養費（I） ○ 食堂加算 ○ 脳血管疾患等リハビリテーション（II） ○ 運動器リハビリテーション料（I） ○ 呼吸器リハビリテーション料（II） ○ 障害児（者）リハビリテーション料 ○ 肺悪性腫瘍手術等 ○ 靭帯断裂形成手術等 ○ 子宮悪性腫瘍手術等 ○ パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉） ○ 内反足手術等 ○ 食道切除再建術等 ○ 人工関節置換術 ○ ペースメーカー移植術及び交換術（電池交換を含む） ○ 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術 ○ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術 ○ 輸血管理料（II）
--	--

1. 入院に関するサービスの提供内容

（1）入院施設に関する事項

- ① 一般病棟（一般病棟入院基本料7：1）
 - ・ 第1病棟 50床
 - ・ 第6病棟 44床
 - ・ 周産期母子医療センター（新生児特定集中治療室管理料にかかる病床12床を除く）
. 35床
- ② 新生児特定集中治療室管理料
 - ・ 周産期母子医療センター（NICU） 12床
- ③ 障害者病棟（障害者施設等入院基本料10：1）
 - ・ 第5病棟 50床
 - ・ 第1わかくさ病棟 40床
 - ・ 第2わかくさ病棟 40床
 - ・ 第3わかくさ病棟 40床

（2）看護に関する事項

当院で届出を行っている基準は、以下のとおりです。

- ① 7対1看護：一般病棟（第1、6病棟、周産期母子医療センター）
当院では、1日に38名以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

② 10対1看護：障害者病棟（第5病棟・第1・2・3わかかさ病棟）

当院では、1日に42人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

③ 当院においては、患者さんの負担による付添看護は行っておりません。

2. 療養に関する事項

(1) 生活療養に関する事項

当院は食事の内容の向上並びに温度、証明及び給水等に関し適切に管理しています。

(2) 入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養Ⅰ及び栄養管理実施に関する届出に係る食事を提供しています。

3. 手術に関する事項

「特掲診療科の施設基準」（平成20年厚生労働省告示第63号）により該当する手術の実施件数は、以下のとおりです。（平成20年1月1日～平成20年12月31日）

- | | |
|----------------------------|-----|
| ① 人工関節置換術 | 72件 |
| ② ペースメーカー移植術及び交換術（電池交換を含む） | 14件 |

4. 医学管理料に関する事項

(1) ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）の届出において、連携保険医療機関として、総合磐城共立病院と共同して医学管理を行っております。

(2) なお、当院における年間分娩件数（平成20年1月1日～平成20年12月31日）は693件となっております。

5. 保険外サービスの提供及び保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める内容

保険外サービスとして、健康診断や予防接種、診断書料等、また、保険外併用療養費（選定療養）に係る厚生労働大臣が定める基準として、初診料、特別の療養環境の提供等がありますが、内容については、別記「各種料金のご案内」に掲示しております。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

※ 不明な点などがございましたら、総合受付までお申し出願います。